

柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画の計画期間の延長について

柏原市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく『柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っております。

当市における耐震改修促進計画を改定するにあたっては、大阪府が定める「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」の内容を踏まえたうえで検討する必要があるため、大阪府耐震改修促進計画が改定される令和7年度の翌令和8年度に改定し、公表する予定です。

そのため、令和7年度までとしている本市の計画期間を1年延長し、令和8年度までとします。

【計画期間の延長】

現計画期間：平成30年度 ～ 令和7年度

変更後計画期間：平成30年度 ～ 令和8年度

【お問合せ先】

柏原市都市デザイン部都市開発課

TEL：072-972-1593（直通）

FAX：072-972-1541

E-Mail：toshikaihatsu@city.kashiwara.osaka.jp